

# 文京区スタートアップ 支援事業

区内スタートアップ企業の  
活動を支援します!!

1年間の  
家賃補助!

無料の  
経営相談!

創業5年以内または大学の創業支援施設から区内に事業所を移転して1年以内の区内スタートアップ企業を対象に、スタートアップ支援事業を実施します。審査会を経て認定された方は、事務所等の家賃補助や無料の経営相談が受けられます。みなさまのご応募をお待ちしております!

## 1. 支援内容

- (1) 事務所等の家賃補助  
月額賃借料の2分の1（上限5万円）を12か月を限度として補助します。
- (2) 専門家による経営相談  
経営の専門家（中小企業診断士）を3年間無料で店舗へ派遣します。（計10回以内）

## 2. 支援対象者及び対象事業

### ■ 支援対象

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、以下の①～⑤の全てに該当する事業者

① 区内に本店登記があること。

② 申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。

③ 創業5年以内または大学の創業支援施設から区内に事業所を移転して1年以内であること。（申請日時点）  
※大学施設内に事業所がある方は対象外となります。

④ 大学が有する研究成果もしくは特許を活用し、または大学と共同研究等を行っていること。

⑤ 他の行政機関による同種の補助金等の交付を受け、または受ける予定がないこと。

### ■ 対象事業

以下の①、②のいずれかに該当する事業を行っている必要があります。

1 先端的な技術等に基づく事業

2 地域課題や社会課題の解決を図る事業

# 3. 申請から補助金交付までの流れ

①申請受付

②審査会（プレゼンテーション&質疑応答）

③交付の可否の通知（交付決定又は不交付決定）

④実績報告書の提出

⑤補助金請求

⑥補助金交付

※ 家賃補助は令和7年1月分から開始し、四半期ごとにお支払いします。  
※ 実績報告書は、最終四半期分の補助金請求時に請求書等と併せてご提出いただきます。  
※ 令和7年4月～12月分については、再度、申請書等をご提出いただく必要があります。（審査会はいりません）

# 4. 申請方法

下記の申請書類をご準備の上、文京区経済課までご提出ください。

- ① 文京区スタートアップ支援事業補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 申請者が法人である場合は、法人登記簿謄本（交付申請をする日から起算して3月以内に発行されたものに限る。）
- ⑤ 開業届の写し（申請者が個人事業者であって、創業から1年未満の場合に限る。）
- ⑥ 申請日までに納付すべき住民税（法人の場合は法人住民税）の納税証明書（個人事業者で住民税が非課税の場合は、非課税証明書）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は、所得税）の納税証明書
- ⑦ 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写し（申請者が個人事業者であり、既に決算期を迎えている場合に限る。）
- ⑧ 直近の事業年度の法人税申告書及び決算書の写し（申請者が法人であり、既に決算期を迎えている場合に限る。）
- ⑨ 大学が有する研究成果もしくは特許を活用し、又は大学と共同研究等を行ったことを証する書類
- ⑩ 賃借料に係る契約書の写し

# 5. 募集期間

認定予定件数 5件

令和6年9月2日（月）から10月18日（金）まで

※ 申請者は、令和6年12月（予定）に区が実施する面接審査会に出席していただく必要があります。

【お申込み・お問い合わせ】文京区 経済課 創業・就労支援担当

（窓口開庁時間：平日8：30～17：15）TEL：5803-1173/FAX：5803-1936

（URL）<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b012/p007765.html>

（Mail）[b201000@city.bunkyo.lg.jp](mailto:b201000@city.bunkyo.lg.jp)

